

青森県報

第二千四百四十七号

平成十五年三月十二日(水曜日)

目次

規 則

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則
..... (環境政策課) : 一

告 示

道路の区域の決定..... (道路課) : 一
道路の区域の変更..... (同) : 二
都市計画の変更..... (都市計画課) : 四
右 同..... (同) : 四

公 告

建設業者の許可の取消し..... (十和田県土整備事務所) : 四

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任..... (中南部農林水産事務所) : 四

土地改良事業の工事の完了..... (三戸農林水産事務所) : 五

規

則

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十二日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四号

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則(平成十年三月青森県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表三内丸山遺跡空き缶等散乱防止重点地区の項中「第六十九条第一項」を「第六十九条第二項」に、「史跡」を「特別史跡」に改め、同表奥入瀬溪流・青撫山空き缶等散乱防止重点地区の項中「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同表奥入瀬溪流・深流空き缶等散乱防止重点地区の項中「国有林一六四林班」を「国有林一六四林班」に、「国有林四八林班」を「国有林一〇四八林班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表奥入瀬溪流・青撫山空き缶等散乱防止重点地区の項の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十二日

青森県知事 木村守男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八戸環状線
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
八戸市大字市川町字尻引前山三二の八一九から	八戸市大字市川町字和野前山一七の四九六まで	二六・五〇メートルから 八一・〇〇メートルまで	一、三三・〇〇メートル	

八戸市大字尻内町字下毛合清水一の二五から	二六・〇〇メートルから	一、〇〇三・〇〇メートル
八戸市大字尻内町字北熊ノ沢三二の五四まで	九六・〇〇メートルまで	〇メートル

青森県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十二日

青森県知事 木村守男

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	八戸野辺地線	八戸市大字市川町字尻引前山三二の一〇九から	八戸市大字市川町字尻引前山三二の六三六まで	前 二〇〇・〇〇メートルから	後 一四一・〇〇メートルまで	四五五・〇〇メートル		
2	県道	八戸三沢線	八戸市大字尻内町字直田堰三三三の一から	八戸市大字尻内町字根岸山添一三三の三まで	前 一九六・〇〇メートルから	後 一四一・〇〇メートルまで	一、〇一六・二〇メートル		
			八戸市大字尻内町字松森四五の一から	八戸市大字尻内町字根岸山添一三三の三まで	前 一八八・〇〇メートルから	後 一四一・〇〇メートルまで	一、〇九六・〇〇メートル		
			八戸市大字尻内町字根岸山添一三三の三から	八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	前 一八八・〇〇メートルから	後 七三・〇〇メートルまで	一、三二一・〇〇メートル		

9		8		7		6			5		4		3		
県道		県道		県道		県道			県道		県道		県道		
妙売市線		線 差波新井田		線 柵棚手倉橋		南部田子線			軽米名川線		橋向五戸線		八戸大野線		
八戸市大字新井田字横町二一の一から 八戸市大字新井田字横町四三の一まで		八戸市大字新井田字前田一五の三から 八戸市大字新井田字山道一一の一まで		三戸郡新郷村大字西越字大窪四五の九から 三戸郡新郷村大字西越字水上三五の三まで		三戸郡田子町大字田子字下モ鳴滝一〇から 三戸郡田子町大字田子字土橋道ノ上二四の六まで			三戸郡名川町大字下名久井字宗前一八の五から 三戸郡名川町大字下名久井字下夕田川原一の一まで		八戸市大字市川町字市川三五の一から 八戸市大字市川町字中谷地四四の一まで		三戸郡階上町大字田代字平畑三の一から 三戸郡階上町大字田代字銭時四の四四まで		
後	前	後	前	後	前	後	後	前	後	前	後	前	後	後	前
四一九・〇〇メートルから	一三七・五〇メートルまで	二一七・〇〇メートルから	一三六・五〇メートルまで	二〇八・〇〇メートルから	八三三・〇〇メートルまで	七一三・〇〇メートルから	一六五・〇〇メートルから	一六五・〇〇メートルまで	九六一・〇〇メートルから	一七六・五〇メートルまで	二七二・〇〇メートルから	九七〇・〇〇メートルまで	九一六・五〇メートルから	三〇二・五〇メートルまで	三〇二・五〇メートルまで
三三一・〇〇メートル	三三六・〇〇メートル	一四〇・〇〇メートル	一四九・五〇メートル	六四五・二〇メートル	六三六・〇〇メートル	一、二三一・七七メートル	一、五三四・〇〇メートル	一、五三四・〇〇メートル	八四八・〇〇メートル	八三一・〇〇メートル	三六六・六〇メートル	三六六・〇〇メートル	五八〇・〇〇メートル	六九三・〇〇メートル	六九三・〇〇メートル

青森県告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市開発部都市開発課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月十二日

青森県知事 木村守男

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びむつ市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月十二日

青森県知事 木村守男

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年三月十二日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 大池建設
- 二 氏名 大池 義輝
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字寒水六五の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第一六三三三号
- 五 取消年月日 平成十五年二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十五年二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年三月十二日

中南地方農林水産事務所長 小野祐司

公 告

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	平田 伊佐市	中津軽郡西目屋村大字田代字山科 九一	平成一四・四・三就任
"	佐藤 義見	弘前市大字中畑字旭岡六三	一四・六・三退任

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年三月十二日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆夫

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業 六五一	南郷村	平成一五・一・二〇
"	"	一五・一・一五
"	"	"
十四年災農業用施設災害復旧事業 六五七	"	"
"	"	"
六五一〇五	"	一五・一・七

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭